

健康寿命延伸のための「社会健康医学」推進委員会(第1回) 議事次第

日時：令和元年7月10日(水)
15:00~16:30

場所：ホテルセンチュリー静岡
4階クリスタルルーム

○ 開 会

○ 議 題

- 1 設置要綱の改正について
- 2 大学院大学の名称について
- 3 大学院大学の教育課程について
- 4 需要調査の実施について
- 5 学生の確保策について
- 6 大学院大学の施設整備について
- 7 大学院大学の運営主体について
- 8 令和元年度における社会健康医学研究の内容について
- 9 その他

○ 閉 会

<資 料>

議事次第

資料1	健康寿命延伸のための「社会健康医学」推進委員会 委員名簿	1
資料2	健康寿命延伸のための「社会健康医学」推進委員会 開催日程(案)	2
資料3	健康寿命延伸のための「社会健康医学」推進委員会 設置要綱の改正(案)	3
資料4	社会健康医学大学院大学(仮称)開学スケジュール(案)	10
資料5	大学院大学の名称(案)	11
資料6	大学院大学における履修方法(案)	12
資料7	授業科目の概要	13
資料8	履修モデル(案)	20
資料9	大学院大学設置認可申請に向けた需要調査(案)	27
資料10	学生の確保策	29
資料11	大学院大学施設の段階的整備(案)	32
資料12	大学院大学の施設整備の概要(最終形)	33
資料13	大学院大学の運営主体(案)	34
資料14	社会健康医学研究に係る平成30年度の取組及び令和元年度の実施内容(予定)	35

健康寿命延伸のための「社会健康医学」推進委員会委員名簿

(敬称略、50音順)

氏名	所属・役職等	備考
ほんじよ たすく 本庶 佑	京都大学高等研究院副院長、特別教授	委員長
きとう ひろし 鬼頭 宏	静岡県立大学学長	
さこ よしやす 佐古 伊康	しずおか健康長寿財団理事長	
たなか いっせい 田中 一成	静岡県立病院機構理事長	
とくなが こうじ 徳永 宏司	静岡県医師会副会長	
なかやま たけお 中山 健夫	京都大学大学院医学研究科 社会健康医学系専攻 健康情報学分野教授	
まつだ ふみひこ 松田 文彦	京都大学大学院医学研究科 附属ゲノム医学センター センター長・教授	
みやた ひろあき 宮田 裕章	慶應義塾大学医学部医療政策・管理学教室教授 東京大学大学院医学系研究科医療品質評価学講座特任教授 国立国際医療研究センター グローバルヘルス政策研究センター 国際保健システム・イノベーション研究科研究科長	
みやち よしき 宮地 良樹	静岡県立総合病院参与兼リハビリテーションセンター長 (京都大学名誉教授)	
もちづき りつこ 望月 律子	常葉大学健康科学部看護学科在宅看護学特任教授	
やまもと せいじ 山本 清二	浜松医科大学理事(教育・産学連携担当)・副学長	
やまもと としひろ 山本 敏博	静岡県社会福祉法人経営者協議会会長	

計 12 名

健康寿命延伸のための「社会健康医学」推進委員会

開催日程（案）

回次	候補日	時 間	開催場所
第 1 回	令和元年 7 月 10 日（水）	15:00～16:30	ホテル センチュリー静岡
第 2 回	令和元年 10 月 9 日（水）	15:00～16:30	ホテル アソシア静岡
第 3 回	令和 2 年 3 月 11 日（水）	13:30～15:00	ホテル アソシア静岡

健康寿命延伸のための「社会健康医学」推進委員会設置要綱の改正（案）

1 改正の趣旨

- 平成 31 年 3 月に策定した「社会健康医学大学院大学の設置に係る基本構想」を踏まえ、今年度から大学院大学の設置に向けた具体的な手続きに着手することから、委員会の名称を「社会健康医学大学院大学検討委員会」へ変更する。

2 改正の内容

- 表題及び第 1 条の委員会名称を「社会健康医学大学院大学検討委員会」へ変更する。
- 第 2 条の所掌事務中、「大学院大学の設置に向けた検討に関する事項」を「大学院大学の開学に向けた検討に関する事項」へ変更し、筆頭事項とする。
- 第 5 条の検討部会のうち、「拠点設置検討部会」を削除する。

3 改正の時期

- 令和元年 7 月 10 日に開催する委員会での承認をもって改正する。

健康寿命延伸のための「社会健康医学」推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会健康医学研究推進基本計画で定めた4つの基本方針に基づく取組を推進するため、健康寿命延伸のための「社会健康医学」推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項を協議する。

- (1) 社会健康医学研究の推進に関する事項
- (2) 社会健康医学の研究や取組の担い手となる人材の育成に関する事項
- (3) 社会健康医学の研究により得られた成果の還元に関する事項
- (4) 大学院大学の設置に向けた検討に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、知事が委嘱した委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は、委嘱の日から平成32年3月31日までとし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員長は、知事が指名する。
- 4 委員長は、委員会を代表して会務を総括する。
- 5 委員長が不在のときは、委員長が指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は公開とする。ただし、公開することにより、特定の者に利益若しくは不利益をもたらすおそれがあるとき、又は、円滑若しくは公正な会議の運営に著しい支障を及ぼすおそれのあるときは、委員長の承諾により非公開とすることができる。
- 3 会議の傍聴に関して必要な事項は、別に定める。
- 4 委員長は、委員以外の者の出席を求めることができる。

(検討部会)

第5条 委員会に、研究推進検討部会及び拠点設置検討部会を置く。

- 2 検討部会に属すべき委員は、委員長が指名する。
- 3 各検討部会に部会長を置き、部会長は委員長が指名する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、静岡県健康福祉部政策管理局健康福祉政策課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月18日から施行する。

社会健康医学大学院大学検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会健康医学研究推進基本計画で定めた4つの基本方針に基づく取組を推進するため、社会健康医学大学院大学検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項を協議する。

- (1) 大学院大学の開学に向けた検討に関する事項
- (2) 社会健康医学研究の推進に関する事項
- (3) 社会健康医学の研究や取組の担い手となる人材の育成に関する事項
- (4) 社会健康医学の研究により得られた成果の還元に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、知事が委嘱した委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は、委嘱の日から令和2年3月31日までとし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員長は、知事が指名する。
- 4 委員長は、委員会を代表して会務を総括する。
- 5 委員長が不在のときは、委員長が指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は公開とする。ただし、公開することにより、特定の者に利益若しくは不利益をもたらすおそれがあるとき、又は、円滑若しくは公正な会議の運営に著しい支障を及ぼすおそれのあるときは、委員長の承諾により非公開とすることができる。
- 3 会議の傍聴に関して必要な事項は、別に定める。
- 4 委員長は、委員以外の者の出席を求めることができる。

(検討部会)

第5条 委員会に、研究推進検討部会を置く。

- 2 検討部会に属すべき委員は、委員長が指名する。
- 3 検討部会に部会長を置き、部会長は委員長が指名する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、静岡県健康福祉部政策管理局健康福祉政策課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月18日から施行する。

附 則

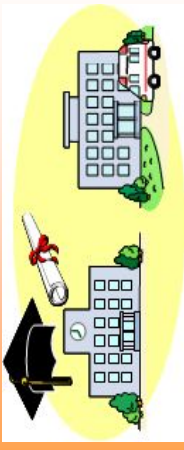
この要綱は、令和元年7月 日から施行する。

改正前	改正後
<p>健康寿命延伸のための「社会健康医学」推進委員会設置要綱</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 社会健康医学研究推進基本計画で定めた4つの基本方針に基づく取組を推進するため、<u>健康寿命延伸のための「社会健康医学」推進委員会</u>（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 委員会は、次の事項を協議する。</p> <p>(1) 社会健康医学研究の推進に関する事項 (2) 社会健康医学の研究や取組の担い手となる人材の育成に関する事項 (3) 社会健康医学の研究により得られた成果の還元に関する事項 (4) <u>大学院大学の設置に向けた検討に関する事項</u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、知事が委嘱した委員をもって構成する。</p> <p>2 委員の任期は、委嘱の日から<u>平成32年</u>3月31日までとし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 委員長は、知事が指名する。</p> <p>4 委員長は、委員会を代表して会務を総括する。</p> <p>5 委員長が不在のときは、委員長が指名した者がその職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。</p> <p>2 会議は公開とする。ただし、公開することにより、特定の者に利益若しくは不利益をもたらすおそれがあるとき、又は、円滑若しくは公正な会議の運営に著しい支障を及ぼすおそれのあるときは、委員長の承諾により非公開と</p>	<p>社会健康医学大学院大学検討委員会設置要綱</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 社会健康医学研究推進基本計画で定めた4つの基本方針に基づく取組を推進するため、<u>社会健康医学大学院大学検討委員会</u>（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 委員会は、次の事項を協議する。</p> <p>(1) <u>大学院大学の開学に向けた検討に関する事項</u> (2) 社会健康医学研究の推進に関する事項 (3) 社会健康医学の研究や取組の担い手となる人材の育成に関する事項 (4) 社会健康医学の研究により得られた成果の還元に関する事項</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、知事が委嘱した委員をもって構成する。</p> <p>2 委員の任期は、委嘱の日から<u>令和2年</u>3月31日までとし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 委員長は、知事が指名する。</p> <p>4 委員長は、委員会を代表して会務を総括する。</p> <p>5 委員長が不在のときは、委員長が指名した者がその職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。</p> <p>2 会議は公開とする。ただし、公開することにより、特定の者に利益若しくは不利益をもたらすおそれがあるとき、又は、円滑若しくは公正な会議の運営に著しい支障を及ぼすおそれのあるときは、委員長の承諾により非公開と</p>

改正前	改正後
<p>することができる。</p> <p>3 会議の傍聴に関して必要な事項は、別に定める。</p> <p>4 委員長は、委員以外の者の出席を求めることができる。</p> <p>(検討部会)</p> <p>第5条 委員会に、研究推進検討部会<u>及び拠点設置検討部会</u>を置く。</p> <p>2 検討部会に属すべき委員は、委員長が指名する。</p> <p>3 <u>各</u>検討部会に部会長を置き、部会長は委員長が指名する。</p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 委員会の庶務は、静岡県健康福祉部政策管理局健康福祉政策課において処理する。</p> <p>(雑則)</p> <p>第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成30年4月27日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成31年4月18日から施行する。</p>	<p>することができる。</p> <p>3 会議の傍聴に関して必要な事項は、別に定める。</p> <p>4 委員長は、委員以外の者の出席を求めることができる。</p> <p>(検討部会)</p> <p>第5条 委員会に、研究推進検討部会を置く。</p> <p>2 検討部会に属すべき委員は、委員長が指名する。</p> <p>3 検討部会に部会長を置き、部会長は委員長が指名する。</p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 委員会の庶務は、静岡県健康福祉部政策管理局健康福祉政策課において処理する。</p> <p>(雑則)</p> <p>第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成30年4月27日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成31年4月18日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和元年7月 日から施行する。</u></p>

社会健康医学院大学院大学(仮称)開学スケジュール(案)

令和元年7月10日

項目	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度～
大学の設置	文科省との調整	<p>事前相談 (随時)</p> <p>認可申請 10月末</p> <p>補正申請 3月中旬</p> <p>再補正申請 6月末</p> <p>設置認可 8月末</p>	<p>審査結果への対応及び開学準備</p>	 <p>開学 (4月)</p>	
	申請書作成・開学準備	<p>申請書作成・提出</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置の趣旨・必要性・特色の具体的検討 需要調査(2回目) 教員選定 教員個人調査作成 教育課程、教育方法、授業計画(シラバス)の検討・作成(ほか) 	<p>審査結果への対応及び開学準備</p> <ul style="list-style-type: none"> 文科省構想審査(令和元年11月) 面接審査(令和2年2月) 実施審査(令和2年5～7月) 各種規程の整備 入学試験の準備 学生募集、PRの実施 入学試験の実施 (ほか) 		
公立大学法人の設置		<p>事前協議 (総務省・文部科学省)</p> <p>中期目標の検討</p>	<p>定款の議決 2月議会</p> <p>評価委設置条例の議決 2月議会</p>	<p>出資財産の議決 12月議会</p> <p>認可申請 1月末</p> <p>設立認可 3月末</p>	<p>設立</p> <p>中期目標の議決 6月議会</p>
		<p>基本設計 (発注済)</p> <p>実施設計 (6月補正)</p>			
施設整備	学生エリア	旧日赤	スケルトン工事 (12月補正)	改修工事	供用
	教員エリア	旧環衛研 先端医学棟	スケルトン工事	改修工事	仮供用

大学院大学の名称（案）

名称案	英語表記
<大学名> ①静岡 ②静岡県 ③静岡県立 社会健康医学大学院大学	Shizuoka Graduate School of Public Health
<研究科名> 社会健康医学研究科	Graduate School of Public Health
<専攻名> 社会健康医学専攻	School of Public Health

【参考】

名称	英語表記
静岡県立大学	University of Shizuoka
静岡文化芸術大学	Shizuoka University of Art and Culture
静岡大学	Shizuoka University